

広島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年六月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中筒賀下線	山県郡安芸太田町大字加計字辻ノ河原一七六番一地 先から 山県郡安芸太田町大字加計字辻ノ河原一一番一地 先 まで	平成二十五年五月二十七日